



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

742	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
743	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
744	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	3
745	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	3
746	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	3
747	農用地利用配分計画の認可	( " ).....	4
748	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	(資源管理課).....	4
749	道路の区域決定	(道路保全課).....	5
750	自転車歩行者専用道路の指定	( " ).....	5
751	道路の供用開始	( " ).....	6
752	道路の区域決定	( " ).....	7
753	自転車歩行者専用道路の指定	( " ).....	7
754	道路の供用開始	( " ).....	8
755	河川区域の変更	(河川課).....	8

### ○ 公安委員会告示

35	遊泳区域の指定	.....	8
----	---------	-------	---

### ○ 諸報

	平成28年度行政書士試験の実施	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	9
--	-----------------	---------------------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第742号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年8月23日まで縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日  
平成28年6月23日
- 名称  
特定非営利活動法人市民の力わかやま
- 代表者の氏名  
山口裕市
- 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市橋丁23番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の市民が共に集い、インターネットを使った共同利用型教育システム（わかやまインターネット市民塾）の開設と運用をする。これにより、「知の循環」型教育の創出を図るほか、情報プラットフォームを構築して、地域の活性化やまちづくり等に役立つ種々の調査や研究及び事業やサービスの提供を行う。さらに、今後増加する団塊世代シニア層の「知識や経験・想い」を活かしながら、若い力と協働する種々の場を創り出すことに力を注ぐとともに、様々なグループや団体との積極的な交流連携を図り、地域の活性化、コミュニティビジネスの創出・発展及びまちづくりに寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第743号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成28年6月21日指定した。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	月刊マガジンビーボーイ 7月号	18355-07	リブレ
コミック	恋愛天国パラダイス 7月号	09675-7	竹書房
コミック	無敵恋愛エス・ガール 7月号	08577-7	ぶんか社
コミック	drapドラ 7月号	16695-07	コアマガジン
コミック	恋愛白書パステル 7月号	19625-07	宙出版
コミック	恋愛チェリーピンク 7月号	12080-7	秋田書店
コミック	ディアプラス 7月号	16567-07	新書館
コミック	ガッシュ 7月号	12467-7	海王社
コミック	ミニシュガー 7月号	18425-07	秋水社
雑 誌	ミニベリー vol.27	18426-07	秋水社
月 刊 誌	実話ドキュメント 7月号	15115-7	マイウェイ出版
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 7月号	05375-07	コアマガジン
雑 誌	アサ芸シークレット Vol.40	20018-7/7	徳間書店
月 刊 誌	実話ナックルズ 7月号	04877-7	ミリオン出版
雑 誌	流出封印映像MAX	66233-70	ダイアプレス
雑 誌	封印発禁TV DX	68516-41	ミリオン出版
コミック	絶対恋愛Sweet 7月号	15557-07	笠倉出版社
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 7月号	02091-7	ぶんか社
雑 誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.99	02092-7	ぶんか社

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若

しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第744号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072500972	株式会社明日葉の郷	明日葉の郷	和歌山県東牟婁郡串本町潮岬2688-7	介護予防通所介護	平成28.7.1	平成30.3.31

## 和歌山県告示第745号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072300860	合同会社英	訪問介護えみ	和歌山県新宮市緑ヶ丘1-1-34	訪問介護	平成28.7.1	平成34.6.30
				介護予防訪問介護	平成28.7.1	平成30.3.31
3072401254	有限会社エス・オー・イー	さくらホームヘルプサービス白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2497-59	訪問介護	平成28.7.1	平成34.6.30
				介護予防訪問介護	平成28.7.1	平成30.3.31
3071700847	株式会社こんにちは	デイサービスセンターこんにちは	和歌山県岩出市清水487-1	通所介護	平成28.7.1	平成34.6.30
				介護予防通所介護	平成28.7.1	平成30.3.31
3071800639	社会福祉法人紀の国福樹会	岩出憩い園デイサービスセンター	和歌山県岩出市溝川22	通所介護	平成28.7.1	平成34.6.30
				介護予防通所介護	平成28.7.1	平成30.3.31

## 和歌山県告示第746号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月18日まで縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第36号	日高郡印南町印南原字赤坂85-4外4筆
平成28年度第37号-1	日高郡みなべ町熊岡字狼烟尾746-46外1筆
平成28年度第37号-2	日高郡みなべ町東本庄字向前1737-38外2筆
平成28年度第37号-3	日高郡みなべ町土井字下中垣内556外1筆
平成28年度第37号-4	日高郡みなべ町土井字下中垣内557-1外1筆

## 和歌山県告示第747号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年6月24日に認可した。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第22号	御坊市藤田町吉田字大河原349-1外3筆
平成28年度第23号-1	日高郡みなべ町東本庄字土畑795外1筆
平成28年度第23号-2	日高郡みなべ町高野字下代328外3筆
平成28年度第24号-1	日高郡美浜町和田字畔之内2388-1
平成28年度第24号-2	日高郡美浜町和田字畔之内2388-2外1筆
平成28年度第24号-3	日高郡美浜町和田字畔之内2408-1
平成28年度第24号-4	日高郡美浜町和田字深田2308外1筆

## 和歌山県告示第748号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の届出をする漁業協同組合の名称
和歌山県田辺市新庄町3435-31 永井勝 和歌山県田辺市新庄町3971-1 中路博晴 和歌山県田辺市新庄町2611-47 加藤英雄	新庄 加入区	新庄漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

平成28年7月5日から同月19日まで

## (2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

和歌山県漁船保険組合

新庄漁業協同組合事務所

## 和歌山県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市遠方字西垣内237番1地先から同市風市字川原437番地先まで	新	2.95 } 3.20	1,600.00	
紀の川市風市字川原437番地先から同市荒見字高塚642番1地先まで	新	3.00 } 4.00	1,662.90	
紀の川市荒見字高塚637番1地先から同市荒見字上川原518番1地先まで	新	3.20 } 7.85	720.70	
紀の川市荒見字上川原515番1地先から同市荒見字上川原492番3地先まで	新	3.40 } 7.90	289.90	
紀の川市西脇字柳原601番1地先から同市北涌字下河原482番1地先まで	新	2.50 } 8.30	515.00	
紀の川市名手西野字堀之段80番1地先から同市名手西野字堀之段104番3地先まで	新	3.10 } 4.50	500.70	
紀の川市名手市場字芝中415番1地先から同市穴伏字上堀303番2地先まで	新	3.00 } 5.15	968.70	

## 和歌山県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市遠方字西垣内237番1地先から同市風市字川原437番地先まで	2.95 }	1,600.00	
紀の川市風市字川原437番地先から同市荒見字高塚642番1地先まで	3.00 }	1,662.90	
紀の川市荒見字高塚637番1地先から同市荒見字上川原518番1地先まで	3.20 }	720.70	
紀の川市荒見字上川原515番1地先から同市荒見字上川原492番3地先まで	3.40 }	289.90	
紀の川市西脇字柳原601番1地先から同市北涌字下河原482番1地先まで	2.50 }	515.00	
紀の川市名手西野字堀之段80番1地先から同市名手西野字堀之段104番3地先まで	3.10 }	500.70	
紀の川市名手市場字芝中415番1地先から同市穴伏字上堀303番2地先まで	3.00 }	968.70	

- 4 指定する期日 平成28年7月5日

**和歌山県告示第751号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 紀の川市遠方字西垣内237番1地先から同市風市字川原437番地先まで  
 紀の川市風市字川原437番地先から同市荒見字高塚642番1地先まで  
 紀の川市荒見字高塚637番1地先から同市荒見字上川原518番1地先まで  
 紀の川市荒見字上川原515番1地先から同市荒見字上川原492番3地先まで  
 紀の川市西脇字柳原601番1地先から同市北涌字下河原482番1地先まで  
 紀の川市名手西野字堀之段80番1地先から同市名手西野字堀之段104番3地先まで  
 紀の川市名手市場字芝中415番1地先から同市穴伏字上堀303番2地先まで

供用開始の期日 平成28年7月5日

和歌山県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 貴志川自転車道線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市桃山町段字下嶋636番1地先から同市桃山町調月字北嶋2823番4地先まで	新	2.10 } 6.00	1,435.10	
紀の川市桃山町調月字北嶋32番1地先から同市桃山町調月字北嶋32番3地先まで	新	2.20 } 5.70	130.60	
紀の川市桃山町調月字北嶋32番3地先から同市桃山町調月字高嶋146番地先まで	新	2.10 } 2.50	1,156.80	
紀の川市桃山町調月字高嶋168番1地先から同市桃山町調月字高嶋179番1地先まで	新	2.50 } 5.00	62.50	
紀の川市桃山町調月字後嶋327番1地先から同市貴志川町北宇市場124番地先まで	新	2.10 } 2.50	2,249.20	

和歌山県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 貴志川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市桃山町段字下嶋636番1地先から同市桃山町調月字北嶋2823番4地先まで	2.10 } 6.00	1,435.10	

紀の川市桃山町調月字北嶋32番1地先から同市桃山町調月字北嶋32番3地先まで	2.20 } 5.70	130.60	
紀の川市桃山町調月字北嶋32番3地先から同市桃山町調月字高嶋146番地先まで	2.10 } 2.50	1,156.80	
紀の川市桃山町調月字高嶋168番1地先から同市桃山町調月字高嶋179番1地先まで	2.50 } 5.00	62.50	
紀の川市桃山町調月字後嶋327番1地先から同市貴志川町北字市場124番地先まで	2.10 } 2.50	2,249.20	

4 指定する期日 平成28年7月5日

**和歌山県告示第754号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 貴志川自転車道線

供用開始の区間 紀の川市桃山町段字下嶋636番1地先から同市桃山町調月字北嶋2823番4地先まで  
 紀の川市桃山町調月字北嶋32番1地先から同市桃山町調月字北嶋32番3地先まで  
 紀の川市桃山町調月字北嶋32番3地先から同市桃山町調月字高嶋146番地先まで  
 紀の川市桃山町調月字高嶋168番1地先から同市桃山町調月字高嶋179番1地先まで  
 紀の川市桃山町調月字後嶋327番1地先から同市貴志川町北字市場124番地先まで

供用開始の期日 平成28年7月5日

**和歌山県告示第755号**

昭和44年和歌山県告示第624号（有田川の一部について河川法第6条第1項第3号の区域を指定）で指定した有田川水系に係る二級河川有田川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のように変更する。

平成28年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の図面（第3号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域以外の区域

次の図面は省略し、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

**公安委員会告示**

**和歌山県公安委員会告示第35号**

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成28年7月5日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地（字大長井）地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成28年7月7日から同年8月25日まで
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成28年7月8日から同年8月31日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町（崎ノ北）地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成28年7月16日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町（江津良）地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

## 諸 報

### 公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成28年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成28年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

- 試験期日 平成28年11月13日（日）午後1時から午後4時まで
- 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 試験の科目及び方法

#### (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成28年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

#### (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、（1）アの科目については択一式及び記述式、（1）イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

#### 4 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成28年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください(宛先は印刷されています。)。平成28年9月2日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布期間及び配布場所については、オを御覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成28年8月1日(月)から同月26日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの使用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、下記宛先まで郵便で請求してください(平成28年8月26日(金)までに必着のこと。)

宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

配布期間 平成28年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター(午前9時から午後5時まで)

県庁市町村課、各振興局総務県民課(午前9時から午後5時45分まで)

和歌山県行政書士会(午前9時から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関する問合せ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みは、出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成28年8月1日(月)午前9時から同年8月30日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成28年8月30日(火)午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（平成28年8月30日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03 (3263) 7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置（点字試験を含む。）を希望される方は、事前に申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成29年1月31日（火）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。

なお、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載（時間は、合格発表日の午前中）します。

また、和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示します。